

10月～12月の3か月間は

千葉県下一斉 滞納整理強化期間！

～滞納は絶対に見逃さない～

福祉や保健、教育、防災、ごみ処理などの行政サービスは、皆さんの納める税金で賄われています。税金を滞納することは、税負担の公平性を欠くほか、町の財政を圧迫し、皆さんに提供するサービスが低下する恐れもあります。なお、神崎町の令和5年度分普通税は99%以上の納付がありましたが、残念ながら一部の方が滞納している状況です。

資力がありながら納付しない滞納者に対しては、滞納処分を積極的に行い、滞納の解消を図ります。

■滞納処分とは

町が滞納者の財産を差押えることです。事前の連絡や同意は必要ありません。法令に基づき財産の差押えを実施していきます。

■滞納処分（財産差押）の対象となる財産

- ・預貯金（銀行等の預金） ・給与（月給・賞与） ・生命保険（給付金・解約返戻金など）
- ・不動産（土地・家屋） ・動産（自動車・バイクなど）

■納税は国民の義務です

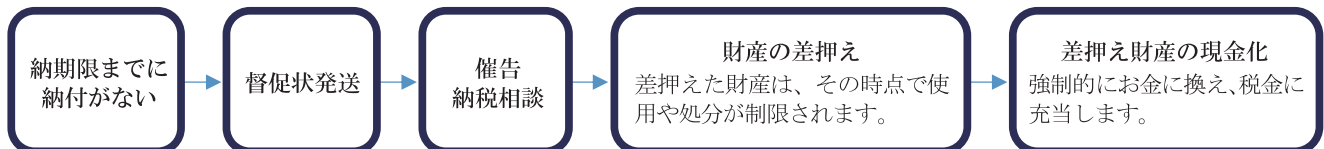
支払能力があるにも関わらず遊興費・住宅ローンの返済などを優先し、納税いただけない方などが滞納処分の対象となります。

■納期内納付にご協力ください

税金の納付は、納期限内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状の発送などに多額の経費が掛かり、その経費も税金で負担することになります。滞納すると年利8.7%の延滞金が増算されますので納期限までに納めましょう。また、納期限内に支払えない場合は、役場に納税相談をしてください。

■滞納処分までの流れ

納期限を過ぎても納付がなく滞納となった場合、督促状が発送され、滞納処分の対象となり財産の差押えが可能となります。



▶問合せ 町民課税務係 ☎2 1 1 2

自動車のタイヤロック等の差押えを強化

市町村税・県税の収入未済額の圧縮及び滞納の発生を防止するため、「滞納は絶対に見逃さない」を合言葉に、千葉県と県内全54市町村は10月から12月を「千葉県下一斉 滞納整理強化期間」として、市町村税・県税の滞納者に対する徴収対策（文書催告や勤務先・取引先などへの財産調査、自宅などの搜索、給与・預貯金などの差押え、自動車のタイヤロック）を強化しています。



▶問合せ 千葉県香取県税事務所 ☎0478-54-1314
千葉県総務部税務課 ☎043-223-2127

自動車差押えの様子